
平成24年 第4回 芦屋町議会定例会会議録（第3日）

平成24年12月7日（金曜日）

議事日程（3）

平成24年12月7日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】（12名）

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美 13番 横尾 武志

【欠席議員】（1名）

9番 今井 保利

【欠員】（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 福田 雅代

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	松田義春	総務課長	小野義之
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大石眞司
税務課長	繩田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	武谷久美子
福祉課長	吉永博幸	地域づくり課長	松尾徳昭	学校教育課長	岡本正美
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	森田幸次	競艇事業局次長	大長光信行
事業課長	藤崎隆好	管理課付課長	濱村昭敏		

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は、昨日に引き続き一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により、質問を許します。

まず10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。10番、日本共産党の川上です。一般質問をいたします。

まず最初に、芦屋町地域防災計画（案）について伺います。

このほど、芦屋町防災会議より地域防災計画（案）が公表されました。次の点について伺います。

まず第1点目に、第1章第3節町の概要では、自然的条件に町域の年間風速や風向、こういったものが記載されていません。こういったものについても記載されるべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を行います。総務課長。

○総務課長 小野 義之君

ただいまのご質問につきましてお答えいたします。

従来の地域防災計画では、この地域の特徴として冬季には曇りや雨の天気が多いことと、北西の季節風をとともに受けて風の強い日が多いことであるというような記載がされております。

今回の計画では、気象に関するこういった記述を全面的に改めました関係で、風向についてはちょっと記載がなされてないというのが状況でございます。しかし、災害に際しての避難方向や避難場所といった問題については、やはり風向きや現場の情報を勘案して、適切に判断しなければならないというふうに考えております。そういったことから議員ご指摘のように、風向きについて追記したいということで考えております。

具体的に、例えば風向きについては、夏季を除いて北西の風が多く、年間の平均風速は3.7メートル毎秒であると、こういったような記載になるかと思っております。そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

自衛隊の滑走路延長のときに、自衛隊のほうが提出した資料、そういうしたものについても中で芦屋町の冬季の風速、風向、そういうものを些細に分析したデータを載せてましたので、当然やはり芦屋町にはどういった風が吹くのか、季節によってどういうふうになるのか、そういうものも加味していかなければいけないというふうに思います。

それといいますのも、今回福島原発でも見られたように原発事故が起った場合、やはり大気中の移動によって汚染が広範囲に広がるということが一般国民にも知れるようになりました。で、そのとき出されたのがSPEEDIという、どういった分布をするかという表した分析があつたわけなんですけど、その点でも、芦屋町はこの地域防災計画の中でも、玄海原発から80キロから85キロ離れているところでも放射能汚染の可能性が十分あるという、そういうことがわかつております。

そういう点で、こういったものも分析しながら、芦屋の町民に対してどのような被害がこうむられるのか、そういうことを把握していかなければいけないというふうに思っております。

今度の福島原発のときに、米軍は自国民に対して80キロ圏外への避難勧告を出しております。これは、アメリカ自体が広島・長崎の原爆の研究や、1953年の3月から5月の太平洋ビキニ環礁における核実験、米国の東部のスリーマイル島の原発事故など、放射能に対する危険性の認識を数多く持ち合わせているからだというふうに考えます。

今回日本では、EPZが30キロに拡大することになったし、今度の地域防災計画の中でも、それぞれの町が、原発に近い町はEPZ30キロということを前提とした対応をとっておりますが、やはり30キロだけではなく、80キロとか200キロ、そういうところでもやっぱり原発に対する備えはしなければいけないと。

例えば、200キロというふうになりますと、チェルノブイリの事故のときには、ソ連のウクライナにおいて史上最悪のチェルノブイリの原発の発電所、放射能漏れ事故が発生してから今年で26年過ぎたわけなんんですけど、ベラルーシ南東部のバルトロメーフカ村では、毎時113マイクロシーベルトの放射線量が検出されています。

これは、チェルノブイリから280キロ離れている村の上空でやるんですが、今もなお周辺は放射能汚染によって強制的に立ち退きになり、11万人以上の人々が住みなれた土地に帰還できずに、将来の見通しあり立たない状況が続いているという状況です。

また、原子力の利用を推進する国際原子力機関IAEAや、ロシア・ウクライナ政府などでつ

くる切尔ノブイリフォーラム2005年9月は、事故被曝を原因とするがんなどで死亡した人は4,000人になると発表しています。

一方、2006年6月には、世界保健機構WHOが、ロシア・ウクライナ・ベラルーシの3国で死者が9,000人に達すると発表しているということで、200キロ離れた、300キロ離れたどこでもこういった状況になるということです。

ちなみに、今度起きた福島の原発事故、これは日本経済産業省や原子力保安院が国際原子力事故評価尺度で深刻なレベル7と評価して、切尔ノブイリ原発事故に並んだというふうに伝えています。確かに、放射線量とかそういったものは違いがありますが、やはり日本でも、このレベル7の切尔ノブイリと同じような事故が起こるのが十分可能性があるという、実際に起きたということを表しています。そういう点で、80キロ離れていても決して30キロのEPZ圏内とは違うという状況にはなりません。

何よりも、玄海原発が対象となっている事故なんですが、この玄海原発については、私も昨年の議会の一般質問の中で原発問題を取り上げたんですけど、そのときにも指摘したんですけど、玄海原発自体が1号機は中性子照射脆化という現象によって、原子炉の圧力容器が壊れ、爆発する危険性が高いといわれている原発です。

その根拠として、九州電力が公表した第1号炉の脆性遷移温度の推移が年々と高くなっている。1976年はその温度が35度であったものが、1980年には37度、1993年には56度、そして2009年には98度となっている。これは原発の中で90度以上になっているのはこの玄海原発だけだそうで、一言でいえば、その圧力容器そのものが劣化して、いつ破断してもおかしくない状況、こういったことが今の玄海原発の1号機であるということ。

それともう1点は、玄海原発3号機では、使用済み核燃料から取り出されたプルトニウムとウランを混合させ、MOX燃料によって加工して使用するプルサーマル発電が行われているという問題です。

プルサーマル発電自体は、やはりウランの40万倍の放射線量を持つという発電なんです。こういったところも事故が起こると相当の、福島に比べもののならないような事故が起こるということとして、そういう点で80キロという点も決して安心できる点じゃないということで、この風速なども把握し、SPEEDI、といったものを国との連携によっていち早く動かして、その情報を努めることが必要だと思いますが、その点では今後国との対応、県との対応、そういうものはこの地域防災計画の中では十分図られているんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

まず、県との調整というのは今見直しを行ってます、この防災計画を一応来年から2カ月間、1月、2月にかけて、一応県との調整を行っていきますので、当然、県の計画に基づいて市町村の地域防災計画もつくってきておりますので、その辺の整合性を取っていった計画にするというような考え方であります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ十分な対策を取っていただきたいと思います。

それと次に、2点目に行きたいと思いますが。2点目は、第6番目がやはり原発問題のことを捉えているので、関連してますので、これのほうを先にしたいと思います。

6番目の第5章第1節では、緊急モニタリング活動が上げられている。福島第一原発の事故では地上や大気中だけではなく、海上にも放射線物質の汚染が進んだ。海上のモニタリングも位置づけるべきではないのか。こういったことで関連しますので、これを先に伺いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

第5章第1節のことに関してなんですが、今回の地域防災計画の見直しでは、原子力災害への対策を新たに盛り込んでおります。

原子力災害が発生した場合、福岡県は災害警戒本部または災害対策本部を設置して、県内全域における緊急時のモニタリングを実施いたします。関係機関の協力の中で、市町村の役割は環境試料の採取、それから運搬や空間放射線のモニタリングなどとなっておりますので、今回、今指摘しています、海上での大気のモニタリングというのは、当計画にはちょっと織り込んでおりません。

議員ご指摘の海域でのモニタリングについては、国等から派遣された専門家により、調査・分析が行われるということになっておりますので、ここも先ほど言われてましたように、国・県との調整の中でおのおのが役割を果たしていくと。

ちなみに、国では今どういった役割があるかといいますと、これは県の計画なんでございますけども、文部科学省等の国では専門家の派遣、またモニタリング要員の派遣及び資機材の貸与等で、玄海原発にあります、佐賀県または隣接する長崎県、これにつきましては、緊急時モニタリングデータの共有をすると。で、他の都道府県については、モニタリング要員の派遣及び資機材の貸与等で、あと原子力事業者につきましては、モニタリング要員の派遣及び資機材の貸与等で、

糸島市及びその他市町村と——この辺が昔屋町もそういった部分で役割を担うんですが、先ほど言いました環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング等。最後に、自衛隊及び海上保安部ということで、ここが船舶及び航空機——ヘリコプターなどによるモニタリングへの支援ということで、海上のモニタリングについては、実際そういった情報を取ってくるというのは、こういった機関で行われるというふうになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

小さな町で、そういった情報を把握するというのは難しいのでしょうか、そういったとこと連携して、やっぱり的確な正しい情報を早く住民に知らせるべきではないかなというように思います。

特に、やはりこれはもう福島原発で、炉心溶融を防ぐために冷却するということで水をかけてましたが、その水がどこに行くのかなというように当初思ってたんですけど、やはり案の定それが海に流れ出て、やはり相当の海上汚染を引き出したということが現在では判明しています。

このとき、やはりSPEEDIと同じように、海上汚染のシミュレーションを出したのがASRという社が出しているシミュレーションで、これによって潮の流れや風によってどう流れるかということをシミュレーションしたのを、情報として日本も対応していただかないといけない。

ASRの今のデータによりますと、この海上汚染の放射線汚染は、現在はハワイ諸島まで届いているというそういった状況で、海自体が続いているので、拡散していくのがどこまで続くのかわからないというような状況ですし、また、日本が「海に流れれば希釈するから問題ない」というようなことを言っていましたが、しかし、世界的な常識ではそういったことがあっても、食物連鎖の中で高い放射線を含んだ魚が人間の口に入っていくという、そういったことが懸念されるということで今大問題となっております。

それと玄海原発でやはりこういった同じような炉心溶融の事故が起こって水をかけた場合に、当然、玄界灘に流れ出るわけなんですけど、玄界灘の対馬海流は満ち潮と引き潮の海流があります。満ち潮の海流は東に流れる海流、引き潮の海流が西に流れる海流となってますが、割合でいいますと3分の2が東に流れる海流、3分の1が西に流れる海流ということで、玄海で流れた水がやはり基本的にはこの北九州沖に流れてくるというのが海流の流れです。

そういった点で、こういった海洋汚染のシミュレーションについても早急に情報を把握し、汚染した水がどういった方向に流れてくるのかというそういったものを把握することが必要ではないかなと思いますので、ぜひそういった関係機関と連携して、この海洋汚染の対応には十分当た

っていただきたいというように思います。

続きまして2点目に挙げている、芦屋海岸とか柏原漁港のところには防波堤が建設されていますが、この防波堤が津波や地震が起こった場合には波を受けるということになります。それでは、この防波堤の強度はどのくらいあるのか、その点をお伺いたします。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 真司君

それでは要旨2についてお答えいたします。

この防波堤につきましては、福岡県が設計・施工したものであるため、問い合わせを行い、回答いただきましたのでこれによりお答えいたします。

防波堤は港内水域の静穏を維持し、荷役の円滑化、船舶の安全な航行、停泊または係留及び港湾内の建築物、工作物の安全を図るために設けられたものです。通常、防波堤の安定の検討及び天端高の設定には、設計供用期間に応じた30年以上の期間の波の実測などによる有義波というものを用い、先に述べた設置目的を勘案して設定しております。

芦屋港の防波堤におきましても、同様の目的を持って設計・施工されたものですが、防波堤背後の泊地の停泊船舶が小型でかつ泊地面積が狭いため、越波を極力抑えたいということで、通常の2倍程度の高さにおける波の影響を考慮しています、という回答をいただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

県のほうではそういった想定でつくられてると思いますが、これも1987年の2月に起こった冬の季節風——低気圧が発生した中での季節風なんんですけど、このときにはやっぱり波高が10メートル以上なるとうようなこともあり、白島石油備蓄もケソンが崩壊するということが起こりました。このときは、柏原漁港の沖の防波堤も50センチ近く沈むということで、後で補給修理、そういうことも行っております。

そういう点で、地震とか津波また想定以上の波高、そういうものによっても芦屋沖の防波堤がどのようにしていくのかというは、やっぱり注意しなきゃいけないと思いますので、そういうところにもやはり情報管理を行って対応していただきたいと思います。

続きまして第3点目が、白島石油備蓄から芦屋まで15キロしか離れていません。油の流出や火災に対する対応を計画に入れるべきではないのかという、この点についてを伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

要旨3でございますが、これについては、石油コンビナート等を災害防止法に基づいて指定された北九州地区、白島地区、石油コンビナート等特別防災区域に所在する石油高圧ガス等を多量に貯蔵して、または取り扱う特定事業者等で組織された協議会では、特別防災区域の防災問題について共同で協議し、区域全体としての自主防災体制を整備することを目的としております。

具体的には、防災のための自主基準の作成や、あと防災技術の研究、それから職員の防災教育の共同実施、最後に共同防災訓練等が実施されております。

現在の町の計画では、第5章第4節のその他大規模事故への対策の中で対応していくものと考えております。で、今回新たに、前回に比べまして、一点、ガスそれから化学物質の漏えい、大規模なガス爆発、こういったものを新たに加えております。

白島関係の具体的な対応策については記載しておりませんが、こういった中で一応対応していくといふふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

北九州の地域防災計画、この中には海上災害予防ということで項を起こして、詳しくこの計画が挙げられておって、その中で海上災害対策、この中で石油の流出等が起ったときにはどう対応するかというのを——これはやっぱり1自治体ができるもんじゃありませんから、海上保安庁や県、それから北九州自治体、それから海上自衛隊、九州地方整備局などあらゆるそういった関連するところと連携して、油の流出や海上災害に対する対応を行うということを計画します。

もちろんこれは、北九州は石油コンビナートとかそういったものもありますので芦屋町とも違うわけなんんですけど、芦屋町自体も町の中にはないにしても、やはり白島石油備蓄から流出した油が芦屋海岸に流れ出るということが十分考えられますし、北九州ではそういったふうにちゃんとした夏井ヶ浜まで、北九州市西方まで、岩屋を含めたとここまで、そういった災害予防の対策を講じてあるのに、それから芦屋べた、町として講じてないという、そういった点では不備があるんじゃないかなと思うんで、北九州のような海上災害対策の計画、これについてもぜひ盛り込んでいただきたいといふふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

今ご指摘が挙がってますように、北九州市の地域防災計画に明記してあるということで、参考までにちょっと見させていただきますと、北九州の計画では石油コンビナート等特別防災区域内にかかる事故について、石油コンビナート等災害防止法第31条の規定に基づく福岡県石油コンビナート等防災計画により対応するというふうになっております。

このような災害については、議員も言われてますように、第7管区海上保安本部や福岡県が主体となって防災対応をすることになりますので、町の計画には具体的なものは明記しておりませんが、当然こういったことに対して、連携していく対応しなければいけないというふうには考えております。

具体的な記述をどうするかというような、今ご提案挙がっておりますけれども、ちょっと我々のほうもその辺は検討はしてまいりたいと思いますが、現在の計画では具体的に載せてないということをご了解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは次の、第2章第2節上下水道の耐震化率はどうなっているのか、これについて伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 真司君

それでは要旨4についてお答えいたします。

まず下水道施設ですが、耐震化率というのは数値としては出しておりませんので、耐震化の考え方についてご説明いたします。

平成19年度に、役場、小中学校など、官庁施設などの人命にかかる建築構造物の耐震診断の際に、浄化センター及び中ノ浜ポンプ場の管理棟の耐震診断を実施しております。結果としましては問題ありませんでした。

平成22年度に、汐入、栗屋、下ノ辻、月軒、西浜町、祇園町の6ポンプ場の耐震診断を実施しております。診断結果は、建築部分について、汐入ポンプ場の2階部分が耐震性能を確保できないということから、平成28年度以降、長寿命化計画にあわせて整備を行う予定であります。

また、土木部分については月軒ポンプ場を除く5ポンプ場については耐震性能を満足していないことから、今後、費用対効果を考慮した中で検討していく予定であります。

さらに、平成24年度に浄化センターの水処理棟の耐震診断を実施していますので、本年度中

には診断結果が出るようになっております。

また、平成25年度には浄化センターの汚泥処理棟及び中ノ浜ポンプ場の土木部分の耐震診断を実施する予定です。

管路施設につきましては、平成25年度に長寿命化の基本構想を策定し、今後、主要幹線から優先的に耐震化を検討していく予定となっております。

次に、上水道施設の耐震化についてですが、北九州市からいただいた資料によりますと、主要な基幹管路の耐震化率は7.1%となっております。これにつきましては、芦屋町の管路は比較的敷設年度が新しいために、管路としては良好な状況であるということから、あまり敷設がえをする必要がなく従来管のままになってるということで、耐震化率としては低くなっているということがありました。

今後、老朽化により既設管の敷設がえを実施していくことになれば、管の接続部分に離脱防止継ぎ手など使用することになりますので、耐震化率は上がっていくことになると考えております。以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは上水のほうから伺います。

この中では、上水道施設というのは災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備・増強を水道事業者に要請するとなってます。芦屋町は、水道事業については北九州に移管しましたので、そういった点では水道事業者というのは北九州になっとるわけなんんですけど。

水道管の耐震については7.1%ということで、比較的新しいということで、ポリエステル管とか、そういったものを使っていいとは思うんですが、ただ、問題は先ほども言わされましたように、ジョイントの部分について耐震ができないということがあるんじゃないかと思います。

今度の震災、いろんなところで起こるのは、振動に、地震の揺れによってジョイントがはずれて、そこから漏れるというそういった事故が多発しております。これが耐震化を上げていけば、ジョイントがそういった耐震に耐えて漏れないようなジョイントになるということで、これを早急にしなきゃいけないという分に思いますが。

ただ、町でやっていたときは町がやればいいんですけど、今は北九州がやっておるということで、そういったことをやるにしても、北九州自体もその耐震化率は相当低いと思います。自分のところをまず先にやって、あとはほかのところかという、そういった手順になっていくと思いますんで、ここにあるように整備の増強を水道事業者に要請するというふうになってますが、その

要請するというのは強い自治体としての取り組み、覚悟を持ってやらないと、そう簡単に北九州のほうが自分の自治体を差し置いて、よその自治体の整備をするということにはならないと思いますが、その点はいかが考えるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 真司君

その点につきましては、先日こういった質問があるということで北九州市のほうとも調整を行っております。

北九州市の考えといたしましては、北九州市含めて、芦屋町も一緒なんですが、古いところからどうしてもやっていくということで、その順序が芦屋町であっても先にやるというふうに考えております。

それで、そういうジョイント部分につきましては、先ほど言いましたように、離脱防止つきでやる場合は敷設がえをしていくということで聞いておりますので、そういう議員言われますように、北九州市のほうから先行していくという形ではなくて、古いところから先にやっていくという考えでいるということで、北九州市のほうからは回答をもらっています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それで、芦屋町のそういうところも整備を北九州市にしていただくようにしてください。

それと、今水道事業は移管されていますが、やはりこういった災害が、特に地震とか起こったときにですが、やはり同時多発的なことになると思うんで、北九州にもやっぱりいろんな修理箇所が必要になってくる、芦屋町にも修理箇所が必要になってくるというふうに思います。

この場合に、確かに今北九州水道局やってるので、水道局員も相当いるんで、今度芦屋町にも修理なんかにも北九州からも来てますが、そういう点ではちゃんとやられていますが、同時多発になった場合に、そういう点ではなかなか人手が不足になってくるのではないかなと思います。

そのときに、芦屋町においてはこの間移譲した中で、水道技術者が不在になっているという状況もあります。また、芦屋町に水道管を敷設している部分についても、今北九州は恐らく図面によってそういう内容を把握していると思いますが、ただ、やっぱりなかなか相当前に埋められた部分とか、そういう点では情報が十分把握できない部分もあるかと思います。

今まで芦屋町で管理していたときなら、その敷設に立ち会った水道課の職員が「ここは何ミリ

の何管が埋まれとる」とかいうことがすぐにわかったんですけど、北九州の職員ではそういったことがわからないと思いますし、また今芦屋町の職員においても、大石課長はそういった当時、40年代、50年代のそういった状況を把握されていると思いますが、それ以降の職員というのについては、そういったものを把握できてないという問題があると思います。

そういう点では、今後そういうものについて、どう府内においても後継者を育成していくかという、そういうことが必要かと思いますが、また水道工事を行う業者、そういった部分についても、今やっぱり水道組合なんかも入ってない方とも相当おられて、同時に北九州も芦屋もいろんなところを修理しなくてはいけないということが起ったときに、果たしてできるんだろうかということが心配されるんですが、その点はいかかでしょうか。後継者を育成するという点と、そういう工事をやる水道の工事事業者、そういったものを育てていくという、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 真司君

その点につきましては、北九州市と調整した中で、まず漏水とかの事故が起った場合、芦屋町でセンターといって一番最初に連絡を受けるところを決めております。今のところは佐藤商店さんがセンターとなっております。それで芦屋町についての、そういった漏水とか事故については対応するようになっております。

それで、どうしてもそういう手が回らないときなどは町内の業者さんに手配をするわけですが、それでもどうしてもというときは、北九州市のほうも当番制で各地区、地区で決めております。そういうところと連携して、北九州市のほうが手配をしていただいて、早急な措置をするということになっておりますので、一応北九州市と芦屋町ということで、そういう連携はとっているということあります。

それと、配管なんかの問題なんですけども、北九州市のほうにも以前ありました、芦屋町の配管図全てを北九州市のほうにもう受け渡しをしております。それで、新たに配管し直した場合につきましてはそれを書き加えて、北九州のほうが管理しております。それで新しい配管図につきましては、一部芦屋町全て入っている管につきましては、都市整備課のほうでいただいておりますので、そういう配管図関係も全てわかるようになっています。

言いますように、そういうような北九州市と調整を取りまして、連絡からそういう配管の関係まで調整をしておりますので、一応そういう形で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは5点目の、第2章第1節防災組織の整備で、消防団の整備・改善を図るとしているが具体的にはどのようにするのか、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

要旨の5でございます。

消防団の整備につきましては、まず1点目としまして、消防団の充実・強化が上げられると思っております。消防団員の充足と団員の活動技術の向上に向けた研修等を現在実施しております。現時点での団員数は81名でございます。定数が88名に対しての充足率が92%となっております。24年度当初の4月においては75名でございましたので、今年度6名増ということに今なっております。今後とも新規団員の確保に努めて、組織の充実を図ってまいりたいと考えております。

2点目ですが、資機材の整備が挙げられると思っております。消防車両等の更新や機能強化を図るとともに、各種消防用資機材を整備していきたいと思っております。

3点目ですが、消防団車庫の整備でございます。老朽化に伴う消防団車庫を改修し、地域の活動拠点としての機能を整備いたします。今年度、平成24年度におきましては、第2分団の車庫を現在建設しておりますので、今後も第3分団等も、またいろいろ老朽化に伴う問題も出てきておりますので、その辺は隨時検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まず、消防団員自体が現在定員割れしているということですが、やはり今度の震災の中でも津波が、災害が起きて、一番活躍したのが地域の消防団でした。やはり地域の自主防災組織の活動を活性化していくということは、大変重要な問題となっております。

私はこの消防団の定員割れについても、この間消防団員の報酬の問題とかそういったものが出でましたが、報酬が高いんではないかとそういう声もありますが、確かに幹部職員の部分については高いと思いますが、一般的な団員については、やはりもっと改善していくって待遇を上げていって、そういう中でから住民の命と暮らしを守る、そういう役割を果たしていくべきではないかなというように思います。

それと、消防団員がなかなかなり手がない中で、今注目されているのが、地域や職場で防災・減災を担うリーダーとして、防災士を養成するということがいわれています。

今、大分県では3,000名の防災士を養成するということでやっておりますが、芦屋町においても、この防災士を養成することが必要だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

今ご指摘の防災士ということでございますが、これ民間の団体によりますそういった講習等、資格を取った方が防災士として認定されて活動されておるわけですけども、防災士という形で考えれば消防団の方も聞けば1名の方がおられるということを聞いておりますし、防災士の役割というのも結構重要なウェイトを占めておると思います。

今後、防災を進める上では、そういう部分も考えていかないといけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ町としてもそういう防災士を養成する、そういう取り組みを強めていただきたいと思います。

続いて7点目の、災害に強いまちづくりということで、第1章第5節災害に強いまちづくりでは、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害や津波に強い町をつくるとしています。山鹿地区の前耕地、裏耕地の降雨冠水被害は何度も繰り返されてますが、平成21年度の定例会議でも質問しましたが、23年に水利調査を行うとのことでしたが、今回の見直しを受けてどのように対応されるのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 真司君

それでは要旨7についてお答えします。

今回の調査内容としましては、山鹿排水機場に関わる流域の調査により、冠水原因を把握した上で対策案の検討を行っております。山鹿地区では、多くの箇所から汐入川に雨水が集中することから、各所で雨水の冠水が発生しているのが現状です。

まず、下流域の対策案としましては、河川拡幅と河床掘削が考えられますが、河川拡幅を行う

には多大な用地買収が必要となるということから、現実的ではないと判断しております。河床掘削を行った場合ですが、計算により対策案の効果を把握したところ、丸ノ内ポンプ場裏付近から正津ヶ浜公民館裏付近までの中流域の冠水は解消すると考えられますが、それより上流域の水位には大きな変化はありませんでした。このことから、上流域においては河川断面の不足により、冠水が発生している可能性が高いと考えられます。

したがいまして、上流域は正津ヶ浜公民館裏付近から上流部の既設路線を一部改修するか、別路線として新たな水路を構築する方法が考えられます。これらを概算工事費、利点及び問題点など総合的に比較・検討を行い、既設路線を一部改修する案が望ましいという調査報告の内容となっております。

現在の状況としましては以上であります、今後は関係課で費用対効果などを含め、協議を重ねた上で芦屋町としての方針を決定するように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

時間がないので簡単にしますが、山鹿からの排水機機能についても、平成21年度の降雨冠水時に排水機能低下が起り、その後機能検証をするということになつたが、この間この問題については3度にわたって一般質問でも取り上げてきております。今後、集中豪雨とか台風、そういったことによって冠水が起らぬないようにすることを、強く求めたいというように思います。

それと、高浜地区の9街区、高島歯科の裏のところですけど、ここでやはり集中豪雨とか起ると冠水被害が起こる箇所があります。この点の被害の解消の取り組みについてはどうするのでしょうか。伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 真司君

ただいま議員言われました、高島歯科裏付近につきまして、ちょっと高さなど調べましたところ、確かに低い部分がございました。

現在、側溝など入っておりまして、雨水の排水につきましては整備はしているところではありますけども、大きな雨が降ったときに再度確認をいたしまして、その辺につきましては、全て西川に流れている路線と把握しておりますので、そういった大きな雨につきまして対策を、冠水するような事態が生じればすぐ現地で確認しまして、そういった対策は考えたいということで、一

応係のほうには伝えておりますのでご理解下さい。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ万全の対策をとっていただきたいというように思います。

それと、この中では道路橋梁の整備、安全化を進めるというようになってますが、芦屋町では芦屋橋のかけかえもしましたし、なみかけ大橋とかそういったのもちゃんと整備されてますが、残るのは祇園橋が残っております。

祇園橋自体はやはり橋脚も相当川の中にありますし、また違法係留船がつないであって、放置船なんかも相当あって、それが大雨で流されて橋脚に引っかかり、そして西川の氾濫につながる、そういった危険性もありますので、ぜひ祇園橋のかけかえを進めなければいけないというふうに思っておりますが、祇園橋のかけかえの進捗状況はどのようになってるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 真司君

それではただいまの質問についてお答えいたします。

祇園橋につきましては、県の所有でございますが、築70年を経過して老朽化が進んでおります。安全が確保できないということから、福岡県に対して何度もかけかえを要望しております、県としてかけかえの方針が決定したところであります。

それで11月30日に東町公民館におきまして、地元の方に対してかけかえ計画の説明会を開催しております。一応その状況だけご報告いたします。

その中で、平面図などによりまして概要説明を行い、調査、設計、用地買収、工事まで含めまして、今後約10年間はかかるという説明がされております。今回、初めて説明会を行うということで、概要説明の後に質疑を受け、地元の方からいろいろな意見をいただいております。

県としましては、これらの意見を持ち帰った中で内部検討を行い十分参考にした上で、今後の計画を進めていきたいということで、今回の説明会を終えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今度のこの地域防災計画の修正は、地震・津波対策や玄海原子力発電所の事故を想定とした原

子力災害の対応、地球温暖化の影響による短時間のうちに狭い地域に大量の雨が降る集中豪雨などを前提とした修正計画であり、住民の命と財産を守るという点からは一步前進しているものです。防災計画がさらに充実することを求めます。

最後に、やはり自然災害は人間の手で完璧にとめることはできませんが、原子力災害は人間の手でとめることができます。原発からの撤退こそが最大の原子力に対する防災です。全国で原発ゼロの声は大きく広がっております。そういった点で玄海原発の即時停止を、解体を求めて、この項についての私の質問を終わります。

続きまして、政治倫理条例についてです。

今度の広報あしやの中で、政治倫理条例に基づく町民の請求権に関する政治倫理審査会の調査結果が公表されてますが、町長は地方自治にかかわる政治家として、この結果をどう受けとめているのかをまず伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

政治倫理審査会の調査結果について、この結果をどう受けとめておるのかというご質問でございますので、ご答弁をさしていただきます。

このことは先の広報でも、議員が言われるとおりお知らせいたしておるわけでございますが、これは政治倫理条例による調査請求でありましたが、この請求内容には私自身全く言われのないものと承知していました。規定の根拠となる地方自治法、そして芦屋町政治倫理条例に問われるようなことについては、全く身に覚えがないことでございます。

条例の目的では、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して、自己の利益を図ることがないようにと、そして町政に対する町民の信頼に応えるようにとあるわけであります。まさにそのように私自身、今まで行動をしてまいりました所存でございます。

したがいまして、このような調査請求がなされることは、本当に遺憾であり、残念でなりませんでした。町民の皆様の中には、心配された方もおられたのではないかと推察しておりますが、この政治倫理審査会において、公正・適正に審査をいただき、その結果は先ほども申し述べましたように、広報誌に掲載されたとおりであります。

請求者の主張は「いずれも理由はないものとする」という審査会の調査結果でございました。なお、広報誌への掲載は、私がそれこそ立場を利用して恣意的に行ったものではなく、この条例の中に第13条で「広報誌などにより公表しなければならない」と規定されているということを、念のために申し添えさせていただきます。

つきましては、今後ともこれまでと同様に政治倫理条例の趣旨にのっとった行動をお約束する

とともに、第5次芦屋町総合振興計画の将来像であります「魅力を生かし みんなでつくる 元気なあしや」を目指しまして、町政発展のため全力で町政運営に邁進してく覚悟でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

まず芦屋町政治倫理条例では、1条で「町長等及び議員は町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう必要な措置を定める」としており、2条では「常に町民全体の利益を擁護し、いやしくも特定の個人や団体の利益を求めて公共の利益を損なうようなことがあってはならない」としています。3条での政治倫理基準では「その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。町が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦又は紹介するなど有利な計らいをしないこと」とうたってます。そして、「政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、みずから潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない」というふうにしております。

私は町長が町長に就任したときも一般質問で、やはり政治倫理条例から見れば、町民から疑惑の念を生じさせるということをあってはならないから、正すべきではないかということを提言しました。今回の政治倫理審査会の調査結果については、全ての項目において政治倫理条例違反に当たらないというふうにうたっています。

内容を見ますと、2項の第1号出資金の問題では、町長の出資金は80万であり、300万円の3分の1に当たらないということ。それから2項の第2号は、給与の問題では町長の報酬は240万円だから300万円にならないんだから当たらないという、そういったことがいわれています。

ただ私は、この点において、確かに政治倫理条例はクリアしています。それでは100万円ならだめだけど99万円でいいのかといったら、倫理的に見ればそれはやっぱりそうはならないと思います。やはり町長の出資金はやっぱり80万円あるということは事実です。それと、給与の問題としては240万円もらってるということは事実です。

そういう点では、確かに政治倫理条例には当たらないとしても、やはり真っ白ではなくて灰色になるんではないかというふうに、町民は見るんではないかと思います。

そういう点で、やはり倫理条例でもありますように、疑惑の念を持たれないようにするという、それを完璧にするには、やはり町長自身のそういったところの出資を引き揚げていく。また、報酬の問題についても、町長がもらっている報酬をゼロにする。そしてまた妻の関与についても、

やはり奥さんが給与や出資をしているという問題があるんで、そういった点ではそこだけでも妻の関与をなくす。こういったことをやれば全てすっきりして、町民からはそういったことに疑惑の念を持たれないようになると思います。

私は、町長はこういった問題で捉えられていろんな文書を出されて、町政がやっぱりいろいろ混沌となると、そういったことはやっぱりよくないというふうに思いますので、やはりみずから潔い態度を持って当たるという点では、政治倫理条例を真摯に受けとめ、すっきりとし、町民に疑惑の念を持たれないためにこういった関与をやっぱりなくしていくことが必要だと思いますが、その点について一応いろいろなことでされてると思います。さらに進めるべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

議員のおっしゃるとおりでございまして、この審査会は何年度の分をされたかちょっとわからぬんですが、今議員おっしゃられるように、我々は特別職と議員各位が資産報告というものを出さなければいけません。

24年度ですので、私は私家内とも24年度のこの報告書では、もう出資はゼロにいたしております。それから給料は取っておりませんが、私の名義の土地ですので地代として、先ほど議員申されました給料は前から取っておりません。地代として240万円土地代ですか、家賃として取っておるということでございますので、そのことについて今議員のおっしゃるとおりに、疑惑というのはどこから湧いてくるかわかりませんので、そういうふうに処置をしておりますということを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひそういったふうに、町民から疑惑の念を持たれないように、今後とも取り組んでいただきたいというように思います。

最後に、この政治倫理条例は町長だけではなく、議員も真摯に受けとめなければいけないというふうに私は思います。3条3号では「町が行う工事等の請負契約、下請工事、業務委託契約及び一般物品納入契約に関して特定業者を推薦又は紹介するなど有利な取り計らいをしないこと」になっています。

これは契約や納入だけではなく、行政の施策に関わる業者を特別に有利に取り計らうことを禁

止したものだと理解しております。もちろん議員は、町の施策の実現のためには汗をかき、労を取ることをしなければいけませんが、施策を実行する業者を決定することは、町の機関が行うことであり、議員が関与すべきことではないことは明白なことです。

私たち議員も常に自己点検し、政治倫理条例に違反することのないよう真摯に向き合うことが必要であることを申し述べて、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

次に、6番、田島議員の一般質問を許します。田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

6番、田島憲道です。川上議員の一般質問、最後は大変おっしゃるとおりであります。気持ちを切りかえて一般質問、また今年も最後やらさせていただきます。

質問通告どおり、1件目。廃屋、空き家、空き店舗対策について。

要旨1。全国の空き家は、現在757万戸以上存在し、ここ10年で180万戸を超え、7軒に1軒という急激な増加率を見せてています。芦屋町では、その状況に対し調査などの取り組みをなされているのか（町内の空き家や空き店舗の実数）。これちょっとわかりにくいで補足します。

町内には空き家、空き店舗、空き地が大変目立っています。町外からドライブなど、海やプールへ行楽客がやって来ますが、その彼らの目線で見ると、廃墟した空き家、空き店舗が実際に不快感を感じ、町のイメージを損なっているのが実情です。

また、とまらない人口流出や介護施設へ移る高齢者の増加で、今後ますます空き家がふえていくことが予想される中で、芦屋町はその空き家について調査などの取り組みをやっているのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

これまで、全町を対象とした調査は行ってはいません。

今議員がお話になりました、全国で757万戸というこの数字ですが、これは総務省により平成20年に行われた住宅土地統計調査によるものです。芦屋町でも実施しておりますが、一部の指定地域のみで全体は推計値として表れたものでございます。

空き家の調査につきましては、生活環境、衛生、防犯、防災などの問題がありますので、先進

地を参考に検討したいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

私もいろいろ調べました。去年の市町村職員研修所、ここは若い職員さんが勉強しにいっているところですが、ここが主催している政策課題の中で増加する空き家の活用法というものがあります。できあがったものを、報告書をじっくり目を通させていただきました。80ページもあったんですが。

推計ということですが、芦屋町の空き家率というものは近隣4町から比べれば、13%～16%と高い位置に入っています。これ全国平均なんですね。この中で去年の9月のこの研究所の研究班が、県内自治体60団体に対してアンケートを実施しております。回収できたのは43団体で回収率は71.7%です。

これを見てみると、この県内で空き家問題を真剣に取り組んでいるところは、まだ全体的に少ないのですが、芦屋町も実際のところ、この空き家問題については民生委員や区長さんからいろいろ上がってくるぐらいで、複雑な細かいところまでは把握するのは難しいのではと思っています。

空き家、廃屋、こういうものが長く放置されると、さまざまな問題が発生してきます。生活環境上の問題として、瓦が飛んだり、壁などの落下物、また、ごみや盗難自転車や家電製品などの不法投棄があります。そしてシロアリもあります。

また、生活安全上の問題としては、家屋の倒壊の危険性や火災の危険性、また不審者や青少年がたむろするなど、そして良好な景観を阻害し、町のイメージを低下させています。

このように、放置された空き家の周辺住民からは行政に対し、苦情や相談は届いてないでしょうか。よその自治体は、そういった対応に追われているというケースを私聞いております。

地域の住民が直接相手に対して苦情を言うとやっぱり角が立つんです。僕が聞いた話で、隣のおばあちゃんが施設に入所して今は空き家になってます。その軒先に猫が子どもを産んでるとか、草木が生い茂ってるとか、蚊が発生したとか、またスクラップの車が野積みになっているところもあります。そういう実例を聞いています。

こういうときには、よく自治区が機能してくれて、組長さんに相談して、遠方にいるご子息に連絡を取ってくれて、社協が来て草刈りなどをしてくれてます。そういう話もよく聞いてますが、しかし草刈りは毎年毎年のことなんです。

やはり、ここは行政がその場限りの対応ではなく、ちゃんと措置してあげるのがいいと思いま

すがいかかでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

対策ということですが、芦屋町には環境美化に関する条例というのがございます。この条例で土地の所有者等に関する勧告があります。散乱した空き缶、ごみなどの清掃、そのほか環境美化の促進に当該土地の占有者などに対し、期限を定めて措置を講ずるよう勧告することができるとあります。

空き家については、場所や状況にもよりますが、道路法、消防法などで命令できることになつてはおりますが、よほどのことがないと難しいというのが現状でございます。

対応の多くの場合、指導や協力依頼にとどまり法的強制力を伴いません。また、所有者が特定できても対応する意思や能力がない場合、実行性が低いというのが課題でございます。特に個人の所有物につきましては、民法上の問題がありますので、いろんな課題があるというふうに認識しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

個々にいろいろ状況が違うとはわかっていますが、固定資産税を滞納している所有者なんかは徴収係が何らかの措置をできると思いますが、これには非課税である古い空き家に対しては、なかなかそれぞれ実態がつかめないところだと思います。

また、所有者が行方不明で連絡が取れないというケースもまたあります。土地の所有者、建物所有者、1軒1軒いろいろな複雑な事情が絡み合ってそれをひもといいていくということは、その作業に対して行政が踏み込んでいくのはなかなか難しいという見解になるとは思います。

しかし、町の利益・不利益を考えるとどうなんでしょうか。相続で取得しても入居する意思がない空き家、こうした住宅が利用されてなく放置されたままだと、とても大変不経済な話だと思います。

またこの不況で、商売として新たに展開を見出せなくて、借り手が見つからない空き店舗があります。商店街の一等地で物置や倉庫として、そのためだけに利用されてる状況や、所有者が県外や遠方により管理が行き届かない物件も見られます。

町内のある物件を買いたいという方がいましたが、建物内部がアスベスト加工され、その除去と解体費用に2,000万掛かる、これを聞いて断念したといいます。この家主も、もう5、

6年も放置してゐるんです。これ、商店街のメイン通りに位置してあって、腐食したベニヤで覆つてゐるからちょっと目につくところなんですが、この所有者は老朽した建物が町の経済やイメージに対して大変な悪影響を及ぼしてゐるということを知る由もないわけなんです。この物件の所有者は対馬にいると聞いています。こういう物件に対して何らかの措置を求める条例などがやはり必要ではないかと思います。

そこで皆さんよく耳にする「割れ窓理論」というものがあります。アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリング氏の環境犯罪学上の理論で、建物の窓が壊れているのを放置するとだれも注意を払ってないという象徴になり、やがてほかの窓も全て壊されるといいます。軽微な犯罪も徹底的に取り締まることで、凶悪な犯罪を含めた犯罪を抑止できるという理論です。これはニューヨークのジュリアーニ市長のころに、警官を増員しても減らなかつた犯罪が、町をきれいにすることによって犯罪発生を減少させたといいます。東京ディズニーランドではこれを実践してると聞いています。

それで、町内ではどうなんでしょうか。廃屋、空き家が放置され、美しい景観を阻害している場所も見受けられます。管理不全な状態で老朽化により倒壊の恐れや、不特定者の侵入によって火災や犯罪が誘発する恐れがあるところがあります。地域住民の不安を考えれば、そういういた物件に対しては自主的な撤去を指導していかなければならぬと思います。そういう中で、解体費用ということが所有者には出てくるんですが、やはり助成してあげるという施策が必要ではないかと思います。

そこで、住宅リフォーム制度——これ川上議員が何度も何度もしつこいくらい一般質問で提案されてきましたが、今不況であつて地元の事業者に対しては、景気を喚起させるために大変効果的な制度ではないかと思います。行政は財政的に厳しいという難色を見せますが、今回、商工会がプレミアつきの高額商品券を先月11月に販売しました。購入用途は指定せずに大型家電購入やリフォーム、車検整備などに使えるということで、大変好評だったと聞いています。

この高額地域商品券について、現在の使用状況など担当課として報告を商工会から聞いてるならご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

今、田島議員が言わされました、高額商品券について簡単にご説明をいたします。

通常、夏と冬に販売をしております1万円のプレミアムつき地域振興券とは別に、今年度初めて商工会が販売しました高額商品券、10%のプレミアムつきの地域振興券になります。販売価格につきましては、5万円に10%のプレミアムをつけて、額面5万5,000円で販売が行わ

れました。

発行総額につきましては1,100万円で、1世帯10枚まで購入という形で、50万プラス10%で55万円使用ができるというプレミアム商品券になります。

これは試験施行という形の中で、プレミアム分の10%につきましては、商工会のほうで今年度は負担をしております。町民への周知につきましては、町の広報誌に10月1日号にチラシを折り込みを行いまして、あと10月6日に新聞紙上の4紙に折り込みを行ったと聞いております。

発売に関しましては、10月8日から発売を開始いたしまして、約30分で完売したと聞いております。購入者の人数につきましては、24名の方で完売したというふうなことを商工会のほうから聞いております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

10%のプレミアム部分は商工会が助成したことですね。

今回この高額商品券は大変好評だったんですが、住宅のリフォームにも使用されたと聞いております。次回からは確実に町からの助成を、後押しをこの高額商品券に対してやっていただきたいと思っております。

あわせて住宅リフォーム制度に関しても、実現の可能性を見出してほしいと思います。そのときには、空き家を更地化するなどの解体費用にも使えるように、幅を持たせて制度化してほしいと考えます。

きのうこの議会で上がった、福岡県市町村災害共済基金の組合の解散に伴う返還金に1億7,000万、この使途としてはどうでしょうか、住宅リフォームを。防災に重きを置くのなら何ら問題ないと思いますが、担当課の方いかがでしょうか。お聞きします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

田島議員のご提案としてお聞きするわけでございますが、1億数千万ぐらい入ってきます。それを目的化して、そういう形で利用したらどうかということで。

きのうの議会の中——我々は早く聞いてたんですけど、それをどうするかというのは、どういうふうにして使い道というのは、今現在まだ検討しておりませんので。今お聞きして参考にさせていただいて、ぜひこの空き家というんですか、これはもう非常に深刻な問題でございまして、いろんな面で今議員お話されましたように、安心、安全、美化等々、それから定住化政策とかい

ろんな問題を含んでおります。

今、町でやろうとしておるのが、定住化のための奨励金交付事業というのがあります。これは、25年度から、来年度から開始を予定するようになっておるんですが。これは新築、中古住宅または住宅取得のため購入した土地の課税年度から3年間、固定資産税相当額を町の商品券によって交付しようということで、来年度の計画に上げております。

これも今田島議員が言われた一環ではないかと思っておりませんので、その他考えられるいわゆる美しいまちづくり、それから定住化政策、活気あるまちづくりという形の中で、財源としてご提案をいただいたということで受けとめさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

いい話を聞きまして、ぜひ助成のほうをお願いしたいと思います。

そこで、最近注目されているリノベーションについて、ちょっと触れたいと思います。

中古住宅の活用を促すさまざまな取り組みとして、不動産業者の間では中古物件を仕入れてリノベーションを施し、再販するビジネスが活発化しています。個人においても、空き家となっている持ち家を賃貸して有効利用しておられる方もいます。これ町内では、自衛官に貸せば間違いないと聞いております。

そこで、貸すなり売るなりするには、やっぱり荷物の整理から、仏壇やたんす等の家財道具の移動や処分、そして最低レベルのリフォームも必要となっていきます。持ち家の賃貸化を促進するには改修費負担がネックになります。やっぱり助成が必要になってくると思います。

でも節税対策で、空き家を更地にせずに放置して朽ち果てる実情もありますので、この古民家を手に入れてリノベーションして個性的な空間をつくる、そこで飲食店をやったり、住宅にしたりという人たちがいます。古民家のシェアハウスというものが、若い世代が興味を持っているという不動産情報もあります。ある過疎の自治体では、若者の定住策のひとつで、改修費の一部を補填する制度を設けているところもあります。

町長が先ほどおっしゃった関係と同じようなことです。ぜひ来年度はよろしくそれを実行していただきたいと思います。

続いて、町内の米軍ハウスについてお尋ねいたします。

町内の古い家屋の中に、現在も米軍ハウスというものがあります。これがぽつぽつ点在してありますて、中には廃屋の状態で放置されているものもあります。また、きれいに管理した状態で、今も問題なく住んでいるハウスもあります。

これらは歴史的に見て、私は大変貴重なものであると思います。渋谷区の代々木公園では、終

戦直後に米軍将校用の住宅地区としてハウスが立ち並んでいました。今でも1軒だけは渋谷区で管理し、資料館として保存しています。

芦屋町でも、今あるハウスの中で資料館として保存したり、現在住んでる人に対して文化財としての助成などを検討したこと、また調査したことはありますか。よろしくお願ひいたします。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

米軍ハウスに関する調査をしたことはございません。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

文化財としての保護とか、そういったことは問い合わせたことはありますか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

文化財に指定して保存するという考え方かなと思うんですけど、基本的に、国や県の文化財を指定する場合、建築の場合は、まず50年以上の年月を経過したものが対象となります。現在、戦争関連の遺跡が注目を集めております。戦後になるわけですけど、戦後の文物指定はその次に来るものではないかと思っております。

建築物の指定要件の中には、建築当初からの大幅な変更がないことが求められます。現在残っているハウスは具体的には調査をしておりませんけど、ただ、外装とか見る限り、かなり改装が加えられてるんじゃないかなと思われます。ただ、芦屋町の歴史を鑑みた場合、基地との関連は外せない、落とせないと考えております。

今後は文化財的な価値について、福岡県の文化財保護課と協議したいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

文化財としての位置づけが50年目からということですか。保護指定を受けたとしても、生活していくのに支障があつてはならないと思います。

今は歴史的な価値が見出せなくとも、今後10年、20年進む中で、やはり調査研究に取り組んでいただぐ課題にしてもらいたいと私は思います。

そこで、米軍ハウスを民間業者が再利用して、町の活性化に寄与する地域があります。国内の米軍基地、ゆかりのある地区を2つをここで紹介したいと思います。

1つは福生市です。米軍の空軍基地、横田基地のある福生市では、古い米軍ハウスを活用して若い人たちが居住し、雑貨やセレクトショップ、飲食店など思い思いのライフスタイルで生活しています。ここは福生市が協力し、町のイメージづくりのために街路樹をパームツリー——ヤシの木にするなどして、米軍基地、基地の町横田を演出するためにまちづくりをやっている。ちなみに横田基地内は、カリフォルニア州管轄になるそうです。

またもう1つは、埼玉県の入間市。航空自衛隊入間基地があるとこです。ここの航空祭は関東近郊から人が集まるんで、二十数万人が毎年訪れるということです。芦屋基地が例年3万人ぐらいですから雲泥の差がありますが。

この入間基地、ここも米軍が進駐していた基地で、今は航空自衛隊です。当時は米軍の空軍基地でジョンソン基地といわれてました。ここにも古い米軍ハウスが点在し、その旧ハウスの賃貸住宅群と、そこに新たに新築の米軍ハウスに似せた平屋住宅をつくって、個性的な小売店や飲食店が立ち並ぶエリアをつくり出しています。ここは、ジョンソンタウンと呼ばれる商業地区及び居住区のエリアです。ファッション雑誌の撮影や映画のロケ地としてたびたび登場してきます。

このジョンソンタウンは、米軍基地があった芦屋町が参考にできる環境にあると思います。観光や商業の目玉になるものを模索しているのなら、研究してみる価値があると思います。

来年の3月には、若松のひびきの学術研究都市があるところにアメリカの大型量販店コストコがオープンします。たくさんの来場客が予想される中で、米軍基地のあった芦屋町をアピールできないかと思っております。

続いて2項目めの質問です。

要旨2。空き家対策に対し、条例の制定は考えてないのかに移りたいと思います。

1軒1軒、個々にそれぞれの事情が複雑に絡み合う物件ですが、我々世代が有効な政策を打ち出していかなければ、次世代に受け継ぐ事態となります。突然、想定外の事態に遭遇する可能性もあるということです。

先週のトンネル内の天井板の崩落事故、生々しい惨事ですが、老朽化した空き家による倒壊や崩落物事故、不審者の放火の危険性、景観を損ねる物件に対し、各地で適正管理を所有者に義務づけ、自主的撤去、強制的撤去、規定を盛り込んだ空き家条例の制定の動きが各地で広まっています。

芦屋町も、今後ふえ続けるであろう空き家対策に対し、条例の制定は考えていないのかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

少子高齢化、それから人口減少が進むことによって、いろんなところで議員が話されるように、空き家も多く発生していくであろうと考えられます。

条例化ということですが、まずは現状がどのような状態、実際どうなっているのかということを把握することが重要ではないかと。まずは、このため条例化をする、しないを含めて、空き家対策にはいろいろな角度から検討することや、先進地の事例を調査・研究した中で、今後の重要な課題として認識し取り組んでいきたい、このように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

田島議員。

○議員 6番 田島 憲道君

私も先進地をいろいろ調べてみまして、県内では宗像市で今年の1月から、そういった立ち退きなどの措置に応じない所有者に対し、氏名公開ができるような条例を施行。

これを受け、大分県の国東市も10月から同様の条例を始めております。県内の豊前市では、建物を取り壊すことができる行政代執行の条例を制定してます。かかった費用を所有者や相続人に請求します。

また、大牟田市では45万円までを上限に、解体費の半額を市が補助する事業を開始しました。去年度は35件の申し込みがあったそうです。

全国では、こういった条例を持つ自治体は55にものぼるといっております。

他県の動きを見てみると、相模原市は2010年に「空き家・空き地対策調整会議」をまず発足して、会議を重ねた末で条例を制定してきます。

また、千葉県の柏市というところは、議会主導で去年条例を制定しています。条例で指導勧告が行われると、これ空き家が放置されることへの一定の抑止力になるんです。

今、議会改革をやっていますが、質問席をここに持ってくるのも大事なことかもしれません、こういった条例を、議員が携わってつくるのが真の議員改革ではないだろうかと考えますが。

○議長 横尾 武志君

私に聞いているのですか。

○議員 6番 田島 憲道君

はい。

議長に聞けないんですか。

○議長 横尾 武志君

聞けません。

○議員 6番 田島 憲道君

ぜひ、議会主導で条例をつくっていただきたいなと思っております。

○議長 横尾 武志君

田島議員。その件は、議会改革の中でもう一度ご発言願います。

○議員 6番 田島 憲道君

はい、わかりました。

以上で質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、田島議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了をいたしました。

本日はこれをもって散会いたします。議会運営委員会を開きますので、委員の方は別室にお集まりください。

午前11時27分散会
